

重要事項説明書

令和6年4月1日改定

事業所名	田谷泌尿器科医院		
事業の種類	短期入所療養介護	介護保険事業所番号:1710311307	
	介護予防短期入所療養介護		
事業所の所在地	石川県小松市園町二29-1		
事業所連絡先	0761-23-0888	管理者	田谷 正樹
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>事業所は、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。</li> <li>事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。また身体拘束の適正化を図る指針を定め、担当者及び委員会の設置や従業者への研修などの必要な措置を講じる。</li> <li>事業所は明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。</li> <li>事業所は、利用者の人権擁護、虐待等防止の指針を定め、担当者及び委員会の設置、従業者への研修の実施など必要な措置を講じる。またサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。</li> <li>事業所は、感染症予防及びまん延防止のための指針を定め、担当者及び委員会の設置・開催及び従業者への研修や訓練の実施など必要な措置を講じる。</li> <li>事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、従業者の就業環境を害されるもしくはその恐れのある事案に関して必要な措置を講じる。</li> <li>感染症や非常災害の発生時において、サービス提供の継続的実施及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じる。当該計画に従い従業者への研修や訓練を実施</li> <li>利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づき厚生労働省のガイドラインにかかり、当事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則行わないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。</li> <li>市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者、地域との密接な連携に努める。</li> <li>事業所は、短期入所療養介護従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。</li> </ol>		
サービス内容	短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の作成と説明 食事(栄養並びに利用者の状況、病状及び嗜好を考慮した内容)の提供 入浴(一般浴槽のほか、入浴介助を要する方は特別浴槽での対応) 看護及び医学的管理の下における介護 診療 機能訓練 レクリエーションその他のサービス		
営業日・時間	田谷泌尿器科医院の営業日に準ずる		
利用定員	8名		
通常の事業の実施地域	小松市、能美市、川北町		
従業者の職種・員数	管理者1名、医師2名、看護職員31名、介護職員4名		
緊急時の対応法	サービス提供中に利用者の病状急変により、必要な医療提供が困難な場合は、他医療機関へ診療を求めるなど必要な措置を講じる。利用者の心身状態が変化した場合は必要に応じて利用者及び身元引受人が予め指定する方に連絡する。		
苦情相談窓口	担当：田谷泌尿器科医院 上道淳子	その他連絡先① 小松市役所 0761-24-8168	
	連絡先：TEL0761-23-0888 FAX0761-23-0889	その他連絡先② 国民健康保険団体連合会 076-261-5191	
要介護要支援助利用料の額(利用者負担割合に乗じた額)	介護報酬の告示上の額とします。 田谷泌尿器科医院 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)利用料金表 利用同意書 参照		
その他の費用	田谷泌尿器科医院短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)利用料金表 利用同意書 参照		
事故発生の防止及び事故発生時の対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、あらかじめ定めた対応方法により、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。</li> <li>利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。</li> <li>当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。</li> <li>事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。</li> <li>事故の状況及び事故に際して必要な記録を行う。</li> <li>事故発生の防止のための対策等を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知を図る。</li> <li>従業者への事故防止のための研修や訓練の実施等の必要な措置を講じる。</li> </ol>		